第32条の５及び第32条の15において、船舶所有者は、船員に対して、健康検査、長時間にわたる労働に関する面接指導又は心理的な負担に関する面接指導の実施後に、医師の意見を勘案し、必要があると認めるときは、就業する場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、夜間労働の回数の減少、休日の付与、乗船期間の短縮その他の適切な措置を講じなければならないこととされた。

また、船舶所有者は、疾病等を抱える船員についても、３以降に記載する治療と就業の両立支援を実施するに当たり、必要があると認めるときは、これらの適切な措置を講ずることが望ましい。

3　船員の治療と就業の両立支援のために船舶所有者等が講ずべき措置

船舶所有者は、船員の治療と就業の両立支援のために講ずべき措置について、以下のとおりに実施することが望ましい。

⑴　船員本人による治療と就業の両立支援を必要とする旨の申出並びに必要な情報の収集及び提供

船舶所有者は、治療と就業の両立支援を必要とする船員本人からの申出を受けて、その支援の検討を行う。

船員は、健康検査又は医療機関を受診した際の医師の診断の結果に基づき、自らの疾病等について正しく認識し、主治医の助言により治療と就業の両立支援が必要と判断した場合は、船舶所有者に対し、当該支援を必要とする旨の申出を行った上で、船内ルール（船員の治療と就業の両立支援を行うに当たり船舶所有者が定める事項をいう。以下同じ。）に基づき、当該支援に必要な情報を主治医から収集して船舶所有者に提供する必要がある。

船員が船舶所有者に対して治療と就業の両立支援を必要とする旨の申出を行うに当たり、船舶所有者の産業保健スタッフ及び人事労務担当者は、当該船員がその主治医から必要かつ十分な情報を収集することができるよう、当該船員に対し、船舶所有者が定める様式を活用した、当該船員の業務内容、就業時間等の就業状況に関する情報をまとめた書面の作成支援及び治療と就業の両立支援を受けるための手続の説明等の必要な支援を行うことが望ましい。なお、船舶所有者は、日頃から当該様式及び当該手続について、船員に対して周知しておくことが望ましい。

また、船員は、船舶所有者に対して治療と就業の両立支援に必要な情報を提供するに当たり、自らの就業状況に関する情報をまとめた書面を主治医に提供した上で、当該主治医から以下に掲げる情報の提供を受けることが望ましい。

①　疾病等の症状及び治療の状況等
- 現在の症状
- 通勤又は業務遂行に影響を及ぼし得る症状
- 治療の内容及び今後のスケジュール
- 通院による治療の必要性の有無及び必要性がある場合のその期間
- 治療による副作用の有無及び副作用がある場合のその内容

②　就業継続の可否に関する意見

③　就業上望ましい措置に関する意見
- 避けるべき船内作業
- 時間外労働の制限
- 短時間勤務の実施

④　その他配慮が必要な事項に関する意見
- 通院時間の確保
- 船内における休憩場所の確保

船員が主治医から必要な情報を収集し、当該情報を船舶所有者に提供するに当たっては、当該主治医と連携している医療ソーシャルワーカー、看護師等の支援を受けることも考えられる。

また、船員から提供された情報がその治療と就業の両立支援に係る検討を行う上で十分でないことから、船舶所有者が当該船員の主治医からさらに必要な情報を収集することが必要となる場合がある。この場合において、船舶所有者は、当該船員の健康情報（疾病等の症状、治療の状況等の疾病等に関する個人情報をいう。以下同じ。）を取り扱うこととなるため、当該船舶所有者に産業保健スタッフがいる場合には、当該船員本人の同意を得た上で、当該産業保健スタッフが当該船員に代わり、その主治医からさらに必要な情報を収集することが望ましい。なお、産業保健スタッフがいない場合には、当該船員本人の同意を得た上で、当該船舶所有者の人事労務担当者が当該船員に代わり、その主治医からさらに必要な情報を収集することが考えられる。

⑵　船舶所有者による産業医等に対する情報提供及び意見聴取

船舶所有者は、船員に対する就業上の措置及びその治療に対し配慮すべき事項を検討するに当たり、当該船員を通じてその主治医から提供された情報を産業医等に提供するとともに、当該産業医等から当該船員の就業継続の可否並びに就業継続が可能な場合の就業上の措置及び治療に対し配慮すべき事項に関する意見を聴取することが重要である。なお、産業医等がいない場合において、船舶所有者は、当該船員の主治医から提供された情報を参考とする。

⑶　船舶所有者による船員の就業継続の可否の判断及び当該船員に対する就業上の措置等の実施

①　船員の就業継続の可否の判断等

船舶所有者は、船員の主治医及び産業医等の意見を勘案しつつ、当該船員が治療を受けながら就業を継続することが可能であるか否かについて検討し、就業を継続することが可能であると判断した場合には、当該船員に対する就業上の措置及びその治療に対する配慮の具体的内容及び実施時期等について検討を行う。その際、就業継続に関する希望の有無、就業上の措置及び治療に対する配慮の内容等について、当該船員本人から意見を聴取し、十分な調整を通じて当該船員本人の同意が得られるよう努めることが必要である。また、当該船員の就業継続の可否の判断に当たっては、当該船員が疾病等を抱えていることをもって安易に就業を禁止するのではなく、作業の転換、労働時間の短縮その他の必要な措置を講ずることにより、可能な限り当該船員の就業の機会を失わせないようにすることに留意すべきである。船舶所有者は、当該検討の結果を踏まえ、以下の事項を考慮した上で、当該船員に対する就業上の措置及びその治療に対する配慮の内容等を決定し、これらを行う。

②　「治療と就業の両立支援プラン」の作成

船舶所有者は、船員が治療を受けながら就業を継続することが可能であると判断した場合には、必要に応じて、当該船員の治療と就業の両立支援に係る具体的内容及びスケジュール等についてまとめた計画（以下「治療と就業の両立支援プラン」という。）を作成することが望ましい。

治療と就業の両立支援プランの作成に当たっては、産業保健スタッフ及び当該船員の主治医と連携するとともに、必要に応じて、当該主治医と連携している医療ソーシャルワーカー、看護師等の支援を受けることも考えられる。

また、船員は、治療の終了後、直ちに元の職務に復帰することができるとは限らないことにも留意すべきである。このような事情を踏まえ、治療と就業の両立支援プランには、以下の事項を盛り込むことが望ましい。

ア　当該船員の治療の状況及び今後のスケジュール

イ　当該船員に対する就業上の措置及びその治療に対する配慮の具体的内容及び実施時期
- 就業する場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮等の当該船員に対する就業上の措置の内容
- 通院時間の確保等の当該船員の治療に対する配慮の内容

ウ　フォローアップの方法及びスケジュール
- 産業保健スタッフ及び人事労務担当者による面談並びにその実施予定日等